

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月6日

【会社名】 株式会社大和証券グループ本社

【英訳名】 Daiwa Securities Group Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 中田 誠司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03(5555)1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 平井 鉄心

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03(5555)1111

【事務連絡者氏名】 財務部長 平井 鉄心

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0円
その他の者に対する割当
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額 4,018,981,050円
(注) 1. 本募集は、会社法第416条第4項による取締役会の委任
に基づき、2019年7月31日開催の当社執行役員決議によ
り、ストック・オプションを目的として新株予約権を発
行するものであります。
2. 募集金額は、ストック・オプションとしての目的で発行
することから無償で発行するものといたします。また、
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべ
き金額の合計額を合算した金額は、2019年7月30日にお
ける東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値に
より算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年7月31日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2019年8月6日に四半期報告書(事業年度 第83期 第1四半期(自2019年4月1日 至2019年6月30日))を関東財務局長に提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

(添付書類の削除)

・第83期第1四半期(2019年4月1日から2019年6月30日まで)の業績の概要

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第82期(自2018年4月1日 至2019年3月31日)
2019年6月27日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年7月31日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月27日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第82期(自2018年4月1日 至2019年3月31日)
2019年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第83期第1四半期(自2019年4月1日 至2019年6月30日)
2019年8月6日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年8月6日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月27日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類である有価証券報告書(第82期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年7月31日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類である有価証券報告書(第82期事業年度)又は四半期報告書(第83期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」という)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年8月6日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。